

地方独立行政法人福岡市立病院機構 中期目標期間見込評価実施要領

〔平成30年6月22日〕
福岡市長決定

地方独立行政法人法第28条第1号第2号の規定に基づき、福岡市長（以下「市長」という。）が地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人福岡市立病院機構業務実績評価の方針（平成30年6月22日決定）」に基づき、以下の要領により実施する。

1 評価区分

(1) 全体評価

中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績全体について評価を行う。

(2) 項目別評価

大項目評価

法第25条第2項第2号から第5号の各号に基づき、中期目標に掲げる第1から第4の事項について評価を行う。

2 評価結果の公表

評価の結果は、評価区分ごとに評価結果報告書（別紙1のとおり）にとりまとめ公表する。

3 評価方法

(1) 法人の自己評価

法人は、中期目標及び中期計画の実施状況等が明らかになるよう、大項目ごとの中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について、次の5段階で自己評価を行い、判断理由等を記載した業務実績報告書（別紙2のとおり）を作成する。

なお、業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績には、病院ごとの実績がわかるよう工夫し、中期目標の期間の全体的な取組状況や大項目ごとの取組状況及び特記事項を記載するものとし、自己評価は、病院の自己点検に基づき、法人として行うものとする。

- 評価S：特筆すべき達成状況となる見込み
- 評価A：目標以上を達成する見込み
- 評価B：おおむね目標どおり達成する見込み
- 評価C：目標を十分に達成しない見込み
- 評価D：目標を全く達成しない見込み

(2) 項目別評価

大項目評価

市長は、業務実績報告書記載の法人の自己評価及び中期目標の期間における各事業年度の評価結果を踏まえ、大項目ごとの中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について、次の5段階による評価を行う。

- 評価S：特筆すべき達成状況となる見込み
- 評価A：目標以上を達成する見込み
- 評価B：おおむね目標どおり達成する見込み
- 評価C：目標を十分に達成しない見込み
- 評価D：目標を全く達成しない見込み

(3) 全体評価

市長は、項目別評価（大項目評価）の結果を踏まえ、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

その評価にあたり、項目別評価の結果及びその判断理由とともに、特筆すべき取組や今後改善を期待する取組などについて記載するものとする。

地方独立行政法人福岡市立病院機構
第○期中期目標期間終了時に見込まれる
業務実績に関する評価結果報告書

年 月

福 岡 市

第1項 全体評価

評価結果及び判断理由

- ・評価結果及びその判断理由
- ・大項目ごとの年度評価結果(中期目標期間最終事業年度を除く)及び
中期目標期間の見込評価結果
について記載する。

特筆すべき取組

中期目標期間における各病院、両病院共通及び法人全体の特筆すべき取組を記載する。

今後、改善を期待する取組

今後、改善を期待する取組について記載する。

その他

意見・指摘等があれば記載する。

第2項 大項目評価

※業務実績報告書の記載内容に市長の見込評価等を追記して大項目評価とする。

第〇期中期目標期間終了時に見込まれる 業務実績報告書

第〇期（ 年 月 日～ 年 月 日）

地方独立行政法人福岡市立病院機構

【第○期中期目標期間の全体的な取組状況】

中期目標期間における法人及び各病院の全体的な取組状況や課題について見込みも含めて記載する。

【大項目ごとの取組状況及び特記事項】

大項目ごとの各病院の取組状況を記載し、中期計画に記載されていない取組があれば、特記事項として記載する。

第 1 (大項目)	
中期目標	中期計画
中期目標の内容を 記載する。	中期計画の内容を 記載する。

市長による年度評価					市長による中期目標期間の評価
年度	年度	年度	年度	年度	見込評価
【自己評価】					法人による中期目標期間の自己評価
見込評価の判断理由等について 記載する。					見込評価
【業務の実績】					
中期目標及び中期計画の実施状況等について見込みも含めて記載する。					